

居宅介護支援重要事項説明書

指定居宅介護支援の提供にあたり、介護保険法その他関係法令に基づき、重要事項を次のとおり説明します。

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 基本方針

事業者は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営するものとします。

- (1) 要介護状態にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した、日常生活を営むことができるように配慮します。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療または福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。また、利用者又はその家族から求めがあった場合は、サービスおよび事業者を選定した理由について説明します。
- (4) 利用者が複数の事業所等の紹介を求めた場合、これを拒まないものとします。
- (5) 市区町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター、医療機関、その他の関係機関等との連携に努めるものとします。
- (6) 職員の教育研修を重視します。
- (7) 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まないものとします。

3. 事業者の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	西之島の郷居宅介護支援事業所
所在地	静岡県磐田市西之島 26 番地 1
指定事業所番号	居宅介護支援 2276900228
サービス提供地域	静岡県磐田市、袋井市

(2) 事業所の従業者体制

職 種	業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	事業所の管理・運営全般	1 名（兼務）	—	1 名
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	1 名以上（専従） 1 名（兼務）	—	2 名以上

※ 指定基準に定める員数を配置します。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	毎週 月曜日～金曜日（祝日および 12 月 29 日から 1 月 31 日までを除く）
営業時間	9 時 0 0 分～18 時 0 0 分

※ 当事業所の営業時間は上記の通りです。ただし、0538-39-4175 に連絡いただくことで営業時間外についても緊急時の連絡体制を確保しています。

4. 居宅介護支援の内容

項 目	内容・方法等
要介護・要支援認定の申請代行	更新手続きの代行、援助をします。
情報の提供	利用者および家族が周辺地域にある複数の指定居宅サービス事業者の情報（サービス内容、料金等）を紹介するよう求めることを説明し、求めに応じて情報の提供を行い、サービスの選択を求めます。
居宅サービス計画（ケアプラン）の作成	調査票をもとに訪問し、利用者及び家族の意見を聞き、プラン原案を立案。サービス担当者会議にて担当者からの専門的意見を聴取後、再訪問しプランの承諾を得ます。
居宅サービス計画作成後の管理	1ヶ月に一度、利用者の居宅を訪問もしくは、利用者や主治医から許可を得て、利用者の同意を得たうえで、情報通信機器（テレビ電話装置その他これに）（モニタリング）
サービス事業者等との連絡調整	介護支援専門員は、各地域の指定居宅サービス事業者等との連携を図ります。
医療機関との連携	訪問看護・通所リハビリ等、医療系のサービスに関する利用希望がある場合、またはその必要性がある時は、利用者の同意を得て主治医又は歯科医に意見を求めます。その際、作成したケアプランを主治医等に交付します。また、指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けた時、服薬状況、口腔機能その他必要と認めるものを利用者及び家族の同意を得て、主治医、歯科医もしくは薬剤師に提供をします。
介護保険施設への紹介	各市町村の介護保険施設の情報提供および、必要に応じて当該施設との連携を図ります。
地域包括支援センターとの連携	要介護認定を受けている利用者が、日常生活総合事業に移行する場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ります。
その他の機関との連携	各地域のその他の機関（障害者相談所、社会福祉協議会等）との連携をとります。
サービス担当者会議の開催	ケアプラン原案を新規に作成した場合や要介護認定、区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議の開催等により、サービス担当者に必要な情報を提供し、専門的見地からの意見を求めます。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについてやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等に代えることとします。
福祉用具貸与	ケアプランに福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも6ヶ月に1度サービス担当者会議を開催し、その継続が必要な場合にはその理由をケアプランに記載します。
福祉用具販売	ケアプランに福祉用具販売を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載します。

※ その他、介護保険制度等に関する相談、援助も行っています。

5. 利用料金

(1) 利用料(居宅介護支援費)

要介護認定を受けた方が法定代理受領により指定居宅介護支援の提供を受ける場合は、利用者の自己負担はありません。

なお、介護保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、介護報酬告示に定める所定単位数に基づく費用をお支払いいただきます。この場合、事業者は「サービス提供証明書」を交付しますので、市町村へ申請することにより、保険給付分の払い戻しを受けることができます。

要介護区分	単位数
要介護 1 又は要介護 2	1,086 単位
要介護 3,4 又は要介護 5	1,411 単位

(2) 主な加算

当事業所では、利用者の状態や支援内容等が介護報酬算定基準を満たす場合に、次の加算を算定することがあります。

加算の種類	単位数
初回加算	300 単位
特定事業所加算 (Ⅱ)	421 単位
特定事業所加算 (Ⅲ)	323 単位
特定事業所医療介護連携加算	125 単位
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250 単位
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200 単位
退院・退所加算 (イ)	450 単位・600 単位
退院・退所加算 (ロ)	600 単位・750 単位
退院・退所加算 (ハ)	900 単位
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位
通院時情報連携加算	50 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位

※ 上記以外にも、介護報酬告示に定める要件を満たした場合には、所定の加算を算定することがあります。

6. 交通費

前記3事業者の概要に記載されている「サービス提供地域」にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、記載されているサービス提供地域を越えた地点から、1kmにつき20円利用者の居宅までの往復距離について交通費を負担していただくことになります。

7. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。事業者およびそのサービス従業者は、必要な範囲において利用者およびその家族等の個人情報を取り扱い致します。尚、利用者およびその家族等の個人情報の取り扱いに関して、別途同意を得るものとします。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- ① 利用者の安全の確保
- ② 事故発生状況・内容の確認
- ③ サービス事業所の責任者等への報告
- ④ ご家族等・市町村への連絡
- ⑤ 事故の解決に向けた対応の実施
- ⑥ 事故発生原因の解明、および再発防止への措置
- ⑦ 利用者への事故解決経過・結果の説明
- ⑧ サービス事業所の責任者等への最終報告

※ 居宅介護支援の提供により、利用者へ賠償すべき事故が発生した場合、後述「11. 損害賠償について」に記載の通りの対応を実施します。

10. 苦情相談窓口

※ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情受付担当者	佐野 仁士
ご利用時間	9時00分～18時00分
ご利用方法	電話（0538-39-4175）又は面談

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

- ・ 国民健康保険団体連合会 054-253-5590
- ・ 磐田市高齢者支援課 高齢者福祉グループ 0538-37-2789
- ・ 袋井市保険課介護保険係 0538-44-3152

※ 当事者間で処理しがたい苦情や利用者が直接苦情を申立てがたい場合には、第三者委員会が苦情を処理することとします。

第三者委員会	名波 公彦	0538-66-6789
	寺田 俊之	0538-31-0872

11. 損害賠償について

事業者の責任により、利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。

ただし、損害の発生について、利用者またはその家族等に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

12. 虐待の防止に関する措置

事業者は、虐待防止のための責任者を定め、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じます。

13. 感染症および自然災害に対する事業継続について

事業者は、感染症および自然災害に係る業務継続計画（BCP）を策定し、必要な研修および訓練を実施します。

14. その他

居宅サービス計画におけるサービス利用割合および同一事業所による提供割合については、別紙をご参照ください。

※本書の説明・交付および同意については、「説明・契約・同意確認書」により確認します。